

関西 労災職業病

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 大阪6-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

1993.9.10発行〈通巻第221号〉200円



目次

- 関西労働者安全センター20周年
記念シンポジウムへ参加を……………1
- 10/7 針灸裁判証人尋問に結集を……………3
- 第二回医療講座(10/16)のご案内……………4
- 腰痛予防ベルト……………5
- 外国人「ビザ」法律人権電話相談開かれる……………7
- 前線から(ニュース)……………8
- 外国人労働者の労災⑩……………12
- 実践・労災保険⑧……………14

関西労働者安全センター発足20周年
記念シンポジウム

労働安全衛生運動の 未来を語る

「安全第一」の標語は労働者を災害から守り得たか。
尽きることのない労働安全衛生法違反の実態と
精神主義の安全衛生対策を打ち破る、
労働安全衛生運動の未来を語る。

パネラー

天明佳臣

(労住医連議長・神奈川勤労者医療生協港町診療所長)

井上 浩

(元労働基準監督署長・全国安全センター副議長)

(司会)車谷典男

(奈良県立医大公衆衛生学教室講師)

10月2日(土)午後3時～5時半

於. PLP会館 (JR天満、地下鉄堺筋線扇町下車徒歩3分)

これからの労働安全衛生運動はいかにあるべきか?
安全センター20周年記念
シンポジウムに参加を

一九七三年九月に京都大学で開催された「安全センターをめざす反公害・労災・職業病闘争討論集会」において設立が確認されて以来、当関西労働者安全センターは今年で二〇周年を迎えます。

労働運動の最も基本的な課題の一つでありながら、ともすれば単なる地味な一テーマとして扱われがちな、労働者のいのちと健康を守る運動の重要性を訴え続け、ささやかながらも活動を積み重ねてまいりました。

この二〇周年を記念して、これまでご指導あるいはご協力いただいた方々、いま活動に情熱をそそぐ労働組合活動家、専門家の方々とともに、労働安全衛生運動の未来を語り合う、標記の記念企画を行います。

一九七二年の労働安全衛生法制定から二十有余年を経ますが、中小零細事業場をはじめとしてその法違反は後を絶たず、今なお多くの労働者がその貴重ないのちと健康を失っています。「安全第一」といった標語に特徴づけられるような非常に精神主義的な安全衛生対策の一つの結果ともいえるのではないのでしょうか。

現在の目まぐるしい技術革新、労働管理強化の中で、既成の法律や規則を守るだけでは労働者の健康は守れません。確かに、劣悪な労働条件の下で働く労働者にとっては、最低限の労働環境をかちとることが最優先の課題であり、そうした職場が、実際に少なからず残されている一方で、行政サイドからは、昨年の労働安全衛生法改定で「快適職場形成の促進」がうたわれるなど、労働者の健康管理をも含めた構想が次々に打ち出されてきています。では、私たちは、それぞれの職場において、どのような発想や方法で健康に働ける職場を築いていったらよいのでしょうか。

か。

当日には、パネリストに、労働者住民医療連絡会議長の天明佳臣氏と、労働基準監督署長などを歴任、現在全国安全センター副議長の井上浩氏を迎えます。お二人それぞれの立場での労働者を守るいは労働者の健康を守る長

パネリスト紹介

井上 浩 氏

一九四八年労働基準監督官に。以後監督、安全衛生、労災保険の各業務を担当、労働基準監督署長などを歴任、一九七八年退職。一九九一年全国安全センター副議長。著書に「労働安全衛生法入門」「労働基準監督官日記」など。現在『安全センター情報』に「監督官労災日記」を連載中。

年の活動をふまえたディスカッション

に、司会には労働衛生を研究されている車谷典男氏を交えて、これからの労働者のイニシアチブによる労働者のいのちと健康を守る運動の展望を語り合う場にしたいと考えています。奮ってご参加下さい。

天明佳臣 氏

現在神奈川県労働者医療生協港町診療所所長。労働者住民医療連絡会議議長も務める。出稼ぎ労働者の健康問題や、神奈川での港湾・造船労働者などの労災職業病問題に取り組み。最近では外国人労働者医療も。

車谷典男 氏

奈良県立医大公衆衛生学講師。山林労働者の振動障害、騒音性難聴、学校給食調理員や保母の頸肩腕障害、腰痛の調査研究に携わる。

三七五通達撤回・針灸治療制限反対訴訟

宇土博医師証人尋問に結集を！

10/7(木)午後一時半〜 大阪高裁83号法廷

針治療を实践

前回の控訴審法廷で証人採用が決定した、原告側申請の宇土医師の証人尋問が行われる。

宇土医師は、広島大学公衆衛生学教室の講師で、安全衛生、労災職業病について学生を教育指導しておられる。同時に、一九七九年に職業病を中心とするクリニックを開業し、多くの頸肩腕障害・腰痛患者の治療にあたってこられた。単に来た患者に治療を施すだけでなく、労災職業病の原因である職場対策を会社に行わせることを重要視しているとのことだ。

クリニックでは当初から針治療を採

用し、先生ご自身で施術を行っておられ、針灸の職業性頸肩腕障害・腰痛に対する効果について証言するにはまさううってつけの証人といえる。

現場をよく知る専門家

また、大手鉄鋼メーカーの日新製鋼呉製鉄所に産業医として勤務、現場に密着した常勤産業医として、安全衛生対策に積極的に取り組んでこられた。事業所内診療所で診察にあたり、そこでも針灸治療を行っている。

宇土医師は腰痛予防ベルトの考案者であり、日新製鋼の現場にも導入。環境対策とあいまって、腰痛者・休業者が多発していた庄延ロールの組み替え

作業現場で腰痛発生を大幅に減少させることに成功している。

また、一方で最近、パイロットが販売しボールペン業界では三色ボールペン以来久々の大ヒットといわれている「Dr GRIP」の元となった頸肩腕障害防止ボールペンの考案者でもある。アイデアマン、というよりも現場サイドに立った実践派だ。

現在、日本産業衛生学会の評議員であり、学会が認定する産業医専門医の指導医でもある。

控訴審最大の山場

今回の証人尋問で一気に控訴審は山場をむかえる。

針灸治療の効果への「いちやもんつけ」や職業性頸肩腕障害・腰痛患者への偏見から、原告を敗訴させた大阪地裁判決が粉砕されるのかどうか、宇土証言の行方が極めて注目される。

是非とも、多くの会員、購読者の皆さんの傍聴を訴える次第です。

(大阪高裁は大阪地下鉄淀屋橋駅から北へ徒歩五分。)

医療講座（第2回）のご案内

地域医療

日本の民主的医療機関の到達した水準

講師 田島隆興（整形外科医師）

10/16（土）午後2時～5時

尼崎労働福祉会館

（参加費）500円

主催 関西労働者安全センター 現在の医療機関の役割を考える会

秋空の下、みなさまにおかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さる八月二日に五島正規先生をお招きして開きました第一回医療講座「医療法改定と医療状況」には一〇〇名以上の方々のご参加をいただき、盛会のうちに終えることができました。たいへん心強く、また関心の広がりや深さを感じております。

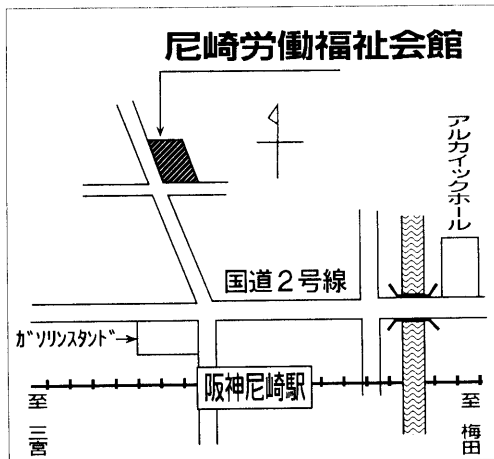
五島先生は「医療法の改定の背景には、総医療費が二兆円となり国家予算七三兆円に対して大変高額になってきており、今後健康保険や税金で負担していけるかどうかということがある。

日本は急速に高齢化社会に入ってきており、高齢者に対する介護、福祉の社会的システムを持ち合わせていないことから、老人保健施設、デイケア、訪問看護など必要なケアを福祉制度としてするのではなく医療機関がやるということになってきている。老人病院に入院している患者さんの約七割は社会的入院であるといわれる状況がある。

そうなるも財源としては健康保険制度だけではとうていもたないという状況が生まれてきている。一方、個別医療機関に対しては厳しい抑制策がとられ、赤字経営が増えるということがおこっております。

り、こうした中で医療をどうするのかを問われている」と話されました。最後にわれわれが目指す地域医療は高齢者の問題という狭い領域でとらえるのではなく、職域医療を含めて視野に入れるべきだという指摘がありました。

今後の医療のあり方は私たちの社会がどうあるべきなのかという課題と深くかわっており、政治的領域をもにらみながら、更に豊富な実践を積み重ねていくことが必要ではないかと思えます。さて第二回医療講座は表記のテーマで田島隆興医師の講演を提起として討論したいと思います。多数のご参加をお願い致します。



腰痛予防ベルト

ずり上がり防止のための改良版できる 清掃職場での利用も

作業・環境対策とあわせてご利用を

腰痛予防ベルトの原理は、幅広のベ

ルトを腰部の骨盤位置に巻くように装着することで、たとえば重たいものを持つたときに下腹部にかかる圧力を、腹筋を補助する形で強力に支え、腰椎にかかる「大きな力」を分散させようというもの。

これによって腰部の負担を約三〇％軽減できるといわれており、腰痛を改善・予防する効果がある。しかも、腰椎コルセットのように腰部を固定しないので、たいして可動制限もなく、腹筋や背筋の筋力低下をきたすことがない。

このベルトを考案した宇土博医師（広島・友和クリニック）はその契機に

ついでこう述べている。

「腰痛で労災認定を受けた患者に運動療法を勧めたところ、広島市立のスポーツセンターでバーベルで訓練をしているとの話。腰痛の運動療法としては問題があるので別の方法を考えるよう

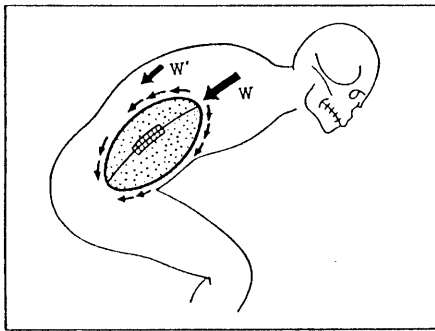


図 腹腔内圧と荷重の支持の問題

腹腔内圧が高まり、腹壁の筋が十分固く緊張収縮できれば、かなりの荷重(W)を支えることが可能となり、腰椎自体にかかる力(W')を節約することになる。

に話したところ『ベルトをして運動するため腰の負担はあまりない』ということでした。重量挙げ選手の腹帯のサイズで腰の負担が軽減するのであれば、従来のコルセットのような可動制限がないため作業の遂行に支障がなく、個人保護対策としては有効ではないかと考えた。」

ということは、相撲取りのマウシも同様の効果があるのではなからうか。

ぎっくり腰を予防

現実に職場で使用して効果があるのか。安全センターでは、全港湾大阪米穀運送分会での装着調査に協力し効果を確認、ベルトの取扱をはじめた。

米運の調査は、ベルト装着者と非装着者各三〇名程度を設定、半年間の追跡をした。この調査では腰痛改善効果などが確認された。なかでも、非装着グループでは五名の急性腰部ネンザ（ぎっくり腰）が出た一方（うち休業者四名）、装着グループでは発症者ゼロだ

ったことが印象的だった。

その後今までに各労働組合のご協力によって、港湾、金属、給食調理などの職場でも使用されてきている。松浦診療所や当センターで作成したり購入した方は、現在までに一〇〇名を超えている。

現に腰痛で治療中、または治療を要する方には保険適用も可能で、関西では松浦診療所、玉川診療所、阪神医療生協診療所で取り扱っている。

ずり上がり防止に改良版

腰痛対策の基本は、作業方法、環境の改善が第一であることはいうまでもないが、そうした対策が取りにくい場合にこのベルトが役に立つ。

効果に関する調査は、米運調査の他に郵便輸送や大型起重機運転などの職場で行われ同様な結果を得ている。

しかし、効果がある一方で、場合によって改良が必要であることがわかってきた。(もちろん従来のタイプで何の

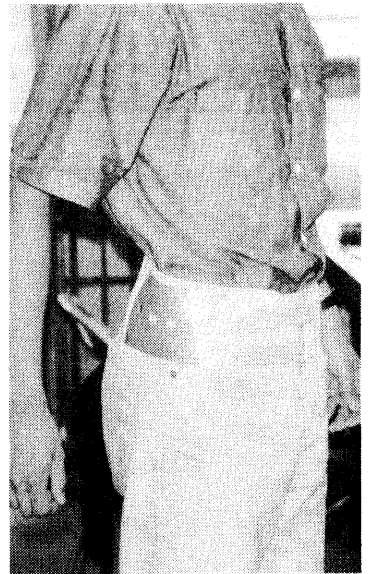
支障もない場合が多いのだが。)

その一つは、「ずり上がり」の問題だ。ベルトの上端が骨盤の上端にくるように装着するのだが、作業形態や骨盤の形状によってずり上がりが気になる場合がある。

最近の某病院の看護婦さんた

ちを対象にしたあるアンケート調査でも、ベルトによって腰への負担は減少する反面、使用中のずり上がりを指摘する声が多くみられている。頻繁に深い前屈姿勢をとること、女性なのでベルトの下に滑りやすいスリッパを着ること、骨盤の形状が男性と違って低くて広いことが原因と考えられる。そこで、このずり上がりを防止するため、ベルトに生ゴムを使用して摩擦を大きくした改良版が作成され、供給されるようになった。

また、運転や事務作業では座り姿勢が多く、その際、足の付け根でのベルトの「つかえ」が気になる場合がある。そこで、「つかえる」部分を少しくり抜



いた型のベルトも用意できるようになった。

清掃職場でも

摂津市職では安全衛生委員会でも当局に対して腰痛予防ベルトの利用を要求し、最近、環境センターで試用がはじまった。腰痛者中心に収集、運転、事務の各職種で装着しその状況をみて今後の利用拡大を図りたいとしている。

★腰痛予防ベルトの購入などに関するお問い合わせは当安全センターまで。

TEL. 〇六(九四三)一五二七

外国人「ビザ」電話相談開設

婚姻・出産・家族と在留資格に相談集中

大阪労働者弁護士団・大阪社会文化法律センター

大阪労働者弁護士団と大阪社会文化法律センターの主催、RINKの後援で、九月三日から五日まで、外国人のための「ビザ」電話相談が開設された。韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ペルシャ語など七ヶ国語の通訳延べ三七名の協力を得て、弁護士が答える形式で行われた。

三日間の電話件数は予想より大幅に多い一二七件。日本で生活する上で外国人の突き当たる問題やトラブルのうち、特に今回は電話相談のテーマを「ビザ」（在留資格）に選んだが、実際にあった相談内容を見ると、今回のテーマ設定は的中したようだ。

在留資格に関する相談、中でも、離婚・再婚、あるいは出産など婚姻や家族に関する相談が多く、そのような場

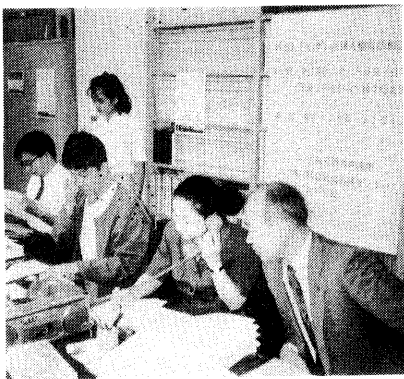
合の在留資格（特別在留許可）を得られる見込みや処罰を受ける可能性はどうかといった内容に及んでいた。

この結果からいえるのは、外国人が日本に一時的に滞在しているというよりは、むしろ日本への定着が進んでいるということだ。また、相談件数は予想を大幅に上回ったのは、マスコミの宣伝にもよるところも大きいだろうが、この問題への外国人の関心や情報の必要性が高いことも示しているのではないかと思う。

日本人や日本語での相談が多く、言語によっては通訳に肩透かしを食らわせた格好となったが、逆にいうと、そのような言語を使う人達には今回の企画が知られなかった可能性が高いともいえる。例えば、タイ人女性を中心に

劣悪な条件で働かされたり、売春を強要されたりしていることは広くマスコミでも報道されるところであるが、タイ人からの電話はなかった。本当に情報が必要としている、権利を救済されるべき人達に、どのように情報を伝えたらよいのかは、今後の課題として残された。

また、今回の電話相談を担当した弁護士は延べ二三名と幅広い協力を得たが、今後、弁護士、通訳、ボランティアのレベルアップを期して、学習会の開催やQ&A的なりーフの発行などが必要だと、大阪労働者弁護士団では指摘している。



前線から

大阪

断熱工のアスベスト肺・肺ガン死亡で 遺族補償請求へ

元請け会社の責任は？

昭和二三年から四八年までの二五年間にわたって、断熱工事一筋で生きてきたFさんは、昨

年の春からじん肺のため労災保険給付を受給し療養中であつたが、今年になつて肺ガンを併発していることが判明、七月末に治療のかわりに六三歳の若さでお亡くなりになった。

Fさんのたずさわつた粉じん作業はほとんどアスベ

ストを扱うもので、当然業務に起因することが明らかなる疾病であることから、遺族はさる九月十七日に淀川労働基準監督署に対して遺族補償給付等の請求を行つた。

Fさんは、発電所や重化学工業のコンビナート、造船所などを、大阪、パッキン、グ、明星工業の下請の断熱工として渡り歩いた。その間、マスクなどの粉じん対策は望むべくもなく、一下請作業員として炉内、船内など狭く通気性の悪い作業

断熱工のアスベスト肺・肺ガン死亡で 遺族補償請求へ

場所でアスベストにまみれて作業し続けたといふ。しかしFさんの労災補償は、法律上は末端の下請会社の

安全衛生対策を講じるべきであつたと考えられる断熱専門の元請会社については、補償上の関連は無くなつてゐる。この点極めて問題が多いといえよう。

大阪 大阪労基局交渉

快適職場と化学物質データシートで

全港湾関西地本

九月十四日全港湾関西地本は、昨年改定された労働安全衛生法の快適職場形成促進事業と、化学物質データシートについての指針に関し、大阪労働基準局と

交渉を行った。

快適職場形成促進事業は、法改定で明文化されたものの、その実現を裏付ける資金の助成や融資については極めて貧弱な内容とな

っており、とりわけ港湾荷役や運輸関係などの中小の事業場については申請自体が困難な仕組みとなっている。この日の交渉では、特に安全衛生対策で遅れをとっているこうした事業場にこそ施策がいかされるようにすべきと要求した。

化学物質のデータシートは義務づけられたものの、コンテナの輸送に携わる場合、もともと二重梱包であるとして、義務付け対象から省かれるという問題がある。現実にはコンテナ車が道路上で事故にあつた場合、その内容物が何であるかが運転手にも知らされていないため、災害が波及することにかなりかたない。この点について善処を求めた。

職場の安全衛生対策の積極的展開の観点から、こうした労働行政交渉は重要であり、今後が期待される。

世話人会で実態報告



東南「JRの職場報告・労災は今」

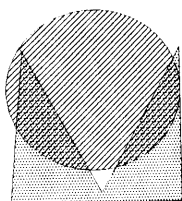
東南労災職業病交流会

八月二〇日、東南労災交流会第三回世話人会が「JRの職場報告・労災は今」をテーマに行われた。国鉄分割民営化直後の八七年に腰痛を発症し、労災認定を闘い取った〇君が報告した。認定闘争の過程で、JRが労災申請に非協力的だったばかりか、ボーナス、査定への影響をちらつかせながら申請をあきらめさせようとする、典型的な労災

かくしの企てが報告された。また、JRの資料を見ると、JRの労災による死者は減少傾向にあるが、請負作業員についてはむしろ増加傾向にあることが明らかにされた。更に、最近起こった保線作業員の死傷事故が取り上げられ、事故防止策も十分でなく、事前の指示とは違う線路に入ってきた車両にひかれたものだということ

に参加者は驚いた。車掌業務に携わる方からも報告があり、大阪環状線をはじめとするアーバンネットワークでの、生理的行為を行うこともできないようなダイヤの過密ぶりが指摘された。

労災交流会の世話人会では当面は職場報告を継続的に行っていく予定。関心を持たれる皆さんも気軽に参加してほしい。



秋闘討論集会 ● 安全衛生で

大阪 経験交流

金属機械大阪地本

金属機械大阪地本は九月一六日秋闘討論集会を開催、安全衛生・労災職業病の分科会も行われ、安全センターから片岡が助言者として参加した。

分科会では、城島総務部長から地本が行った労災発生状況アンケート調査の報告が行われた。安全センターからは、これまで参加した地協安全パトロールの経験の中で気がついた、職場点検の際留意すべき点について報告を行った。

特に騒音障害（難聴）防止については、職場によつ

て耳栓装着率に大きな差があるなどの問題点がある中で、騒音性難聴の基本的事項を解説するとともに、昨年新たに労働省から出されている騒音障害防止ガイドラインについて報告した。討論の中では、職場の腰痛者対策や禁煙問題などいろいろな問題が出され意見交換が行われた。安全パトロールもそうだが、このように互いに問題を出し合う機会は大切な。

外国人労働者医療

生野

取り組み始める

菜の花診療所

安全センターでは、労災問題を契機に外国人労働者の医療・健康問題に取り組んできた。

九一年の厚生省が出した生活保護医療扶助の不準用通知以降、外国人労働者の医療は重大な人権問題となつていく。十分なお金をもつていない場合、治療費を払えないために治療を受けられず、症状が悪化してしまふ、あるいは医療費の取りこぼしを恐れて医療機関が治療を拒否するといったことは現実に起こっている。

こうした事態に対し、神奈川の港町診療所や東京のひまわり診療所などでは、外国人労働者の医療互助会を創設したり、実費診療によつて経済的負担を軽くしたりといった方法で解決への糸口を模索している。RINKでも、さきごろ神奈川県川港町診療所の早川さんを招いて集会を開催したところだ。

菜の花診療所でも、開院当初より外国人労働者を受け入れ実費診療を行ってきたが、他の支援団体と協調してより積極的に受け入れ

始めた。

これまで菜の花診療所に来院した外国人労働者は十名。うちカトリック教会「平和の手」からの紹介が三名（ペルー人）、アジアフレンドからが三名（タイ人）、アジアハウスからが一名（スリランカ）などである。健康保険の継続、高額な精密検査の必要、手術を含めた治療の必要、あるいは労災保険の適用など、それぞれが複雑な問題を抱えている実態が私たちの目にも見えつつある。

幸いなことに、「平和の手」やアジアフレンドのメンバーが通訳として同行してくれている。今後はそうした支援組織の求心力を高めるためにも、「行旅病法」の活用などの実質的に

治療を担保できるような体制づくり、協力してくれる通訳者、医療専門職の開拓などを意識的に追求していきたい。

泉州 安全衛生講座開催 より積極的安全衛生対策を目指して

泉州労連

泉州労連は、毎年開催し

ている組合員対象の安全衛生講座を今年も開催した。

今年の内容は、職場の具体的な安全衛生活動の実践に役立つように、安全パトロールの具体的なチェックポイントをどう設定するべきか、作業環境などのチェックや測定をいかに活用するかといったものを重視して

いる。

八月二四日には第二回目として、安全センターより西野が講師として出席し、労働安全衛生法を活用した安全衛生対策の基本的考え方と、昨年に法改定内容、とくに快適職場形成についての解説を中心とした講義を行った。

同労連の各職場では、職

場安全衛生委員会によるパトロールの実施など先進的な事例も多く、腰痛対策など共通の課題での討論が活発に行われた。しかしながら一方で未だ安全衛生委員会が設置されていなかったり、あってもほとんど開店休業状態が続いているような職場もみられ、今後の活動が期待されている。

九月二八日には、VDT作業や騒音職場などの具体的な対策について、環境監視研究所より講師を招き、さらに具体的な討論を行う予定である。

母指切断事故で損害賠償

「お払い箱」になったイラン人労働者

となりの工場はちょうど休憩時間

のようだった。働いていた工場を数ヵ月ぶりに訪れたサイド君は、以前よく話し合ったとなりの工場で働いているイラン人の青年と「久しぶり」というように挨拶を交わした。その建材製造会社は、国道から百メートルほど外れた田んぼの中にあった。一角は小さな工場がならんで建っていて、そのうちいくつかのいかにも人手不足に悩んでいそうな工場で、イラン人労働者が何人が働いているという。この日サイド君は、左手親指の切断事故について労働組合とともに団体交渉をするためにやってきたのだ。

やっと働き先をみつけた！

サイド君は、イランから香港を経由してキャセイパシフィックの飛行機で、九一年の十一月に成田に降り立った。無事に「短期滞在」の資格で入国し、すでに日本で仕事についていたテヘランでの幼なじみの友人と連絡をとることにした。しかし、関東では安定した仕事につくことができず、友人の紹介で昨年の七月六日に大阪の建材製造工場に雇ってもらうことになった。その工場は、敷地内に空いた部屋があり、彼はそこに住むことになった。

給料は時間給一二五〇円で、仕事も

たくさんあってそれなりに恵まれた条件だと思った。ただ社長は、雇うにあたっていくつかの条件をつけた。それは、もし怪我や病気になったときに必要な治療代などは自分でまかなうこと、自分の部屋には社長に無断でイラン人の友達を入れないことというものであった。会社は資格外であるサイドを雇っていることがばれるのを恐れ、そういう条件をつけたのだった。だから、一二五〇円の賃金のうちいくらかは「いざというときの貯金」として、社長が天引きし、銀行に預金していた。名義は社長が彼につけた日本名「斉藤和也」である。

それでも仕事はたくさんあるし、言葉は通じないものの、まわりの日本人労働者は親切だし、ときどきは同じようにイランから働きにきているとなりの工場の仲間とペルシャ語で話すこともできる。まあまあうまくいっていた。ところがそういう日本での生活が、八月四日を境に暗転することになった。

労災事故と警察の察知でお払い箱

四日の午前いつものように作業中、機械の調子が悪くなったので、手作業をしていたところ、誤って刃付部分に左手を入れてしまい親指を切断してしまっただけだ。車で近くの外科医院につれていってもらい治療を受け、翌日から通院生活が始まったが、社長は「もしも」のときの約束を実行した。休んでいる間は何の補償もない。収入が途絶えてこまったサイド君は、お盆あけの十七日には怪我をした左手をゴムバンドでつり下げて右手で仕事を開始した。

そういう状態で仕事をしながら病院へ行くときには職場の日本人労働者についていってもらっていたが、九月末にもう通院しなくていいということになった。しかし、本当は左手の患部が何かに触ったとき痺れるような痛みが残っていたのだ。やがて十一月になって、ひよんなことから近くの警察

署にイラン人が工場にいることが知られるところとなる。

社長に、「このままいたら捕まる。一週間ぐらいどこかに行っとけ。」と言われ、友人宅にしばらく居候せざるを得なかった。そして工場に戻ると、「もうここでは雇えなくなった。」と言われ、大阪ミナミの飲食店での仕事を紹介された。しかし、痛みの残る左手での水仕事はできたものではない。結局収入の道が全く閉ざされたまま、友人に相談したところ、安全センターを紹介されたというわけだった。

年が明けて改めて痛みの残る左手の医師に診てもらったところ、手術が必要だった。親指の切断された骨の部分に突起があり、それが痛みの原因だったのだ。さっそく手術を受けるとともに、ユニオン東南に加入、会社との団体交渉を持った。社長は労災保険の請求に協力することを約束し、やがて所轄の労基署に請求することになった。もちろん、このことによって労基署は調査を行い、労災隠しの事実が発覚し

たわけだから、労働安全衛生法違反の事実、残業割増賃金の支払をしていなかったことなど幾つかの法違反について会社は是正指導を受けることとなった。

手術後の経過は順調で、三月には通院も終えることになり、障害等級十級の決定を受け障害補償給付も受けることができた。しかし彼の使っていた機械には、刃付部分のカバーがなく、そのことが原因で災害にあったのは明らかだった。ユニオンでは、会社の民事上の責任も追及し、上積み補償についても勝ち取ることができた。

労災補償を受給するまでのサイド君の生活は困難を極めたものだった。何とか仕事にありついている友人のアパートに転がり込んだが、やがて友人の会社の社長に追い出される。仕方がないので公園で野宿すると、酔っぱらいに足蹴りにされるといふこともあった。「不法」だからということで、追っ払われるだけという国は人権先進国でないことだけは確かだ。

実践・労災保険

(第八回)

障害補償給付

三 保険給付(続)

の補償をすることになる。これを障害補償という。一般に言われる後遺症に対する補償である。

障害等級と年金制度

障害補償は、その程度が一定以上

の場合に行われる。障害の程度は、その程度に応じて十四の等級に分類され、労災保険では一級から七級までは年金で、八級から十四級までは一時金で支給されることになる。なお、労働条件の最低基準として定められている労働基準法では、すべて一時金で定められている。

この障害等級は、各種の法令集、解説書に掲載されているのでここで

は詳しく触れないが、他の社会保障制度による障害等級、例えば厚生年金や国民年金、市町村の認定する身体障害者福祉法の等級とは相当違う分類になっている。ただ、労災保険で年金の制度ができてから少し等級の調整が行われている。

労災保険には最初から年金制度が採用されていたわけではなく、一九六〇年の法改正で労働能力の百%喪失とされる一〜三級を年金給付とし、さらに六五年の法改正で一〜七級つまり労働能力の五〇%喪失にあたる障害に年金制度をとりいれる現在の形ができた。これは、労災保険の一〜七級が厚生年金での障害年金の受給対象となる障害の程度に該当す

障害補償給付(障害給付)

労災保険で治療を受け、休んでいる間は休業補償を受けても、やがてこれ以上治療をしても、体の状態はもう完全には元にもどらないというときがある。たとえば誤って機械に指をはさみ、切断してしまったときには、傷口がなおっても元通りになるわけではない。このときは、その指を失ったという状態が一生続くことになるわけであるから、それ相応

ることが大きな理由になっている。したがってそれまでの等級でずれの生じるいくつかの障害は等級を変更されている。例えば「神経系統の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」という障害は、それまで第八級とされていたのが、年金給付の対象となる七級に改められた。

障害等級決定の仕組み

さて、実際に人間の体の中の障害は、単純に分類されたものに該当するだけとはいえない。まず第一に、障害が別の部位に二つ以上残るときがある。この場合にはその障害等級の重い方とされる。次に独立した一定以上の障害が二以上あれば、その高い方の等級を次のように繰り上げることになっている。

・第十三級以上に該当する障害が二以上あるとき……………一級

・第八級以上に該当する障害が二以上あるとき……………二級

・第五級以上に該当する障害が二以上あるとき……………三級

たとえば、せき柱に運動障害を残し（第八級）、かつ一下肢を四センチメートル短縮した（第十級）場合には、十三級以上の障害が二以上という事で重い方の等級の八級を一級繰り上げて七級に該当することになる。

ただし、同一の原因による障害が二つの場合はこの繰り上げにはならない。たとえば一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの（第八級）で、その関節に頑固な神経症状を残すもの（第十二級）であれば、繰り上がるのではなく、重い方の第八級に該当することになる。

次に、もともと障害があったところに、労災によって新たな障害が加わるという場合がある。この場合の決定の原則は、まず両方の障害等級

を決めて、現在の障害等級の額から古い障害等級の額を差し引いた額が支給されることになる。しかし、これには例外がある。手、足の指や眼球、耳などのように両側にあつて一対となつている相対性器官については、新しい障害をそれだけで評価するほうが労働者に有利な場合は、差額ではなく有利な方で補償される。

たとえば、もともと示指を亡くしていた（第十級）人が、新たに同じ手の薬指を亡くした（第十一級）場合に現存する障害は第九級となる。これで年金額を計算すると、九級の三九一分から十級の三〇二日分を差し引くとたつた八九日分となつてしまふ。そうすると新たな障害の第一級のみが生じたときの二二三日より少なくなつてしまふので、二二三日分の年金が支給されることになっている。

さらに、既存の障害が十二級で、新しい障害が七級であつたような場

合には年金から一時金の額をどう引くかということになる。この場合は、一律に既存の障害の一時金の日数を二五という数字で割り、その日数を年金の日数から引くということにされている。

残った障害が障害等級表のどれにも該当しないが、程度が重いという場合は、障害を評価して等級表に準じた等級で補償されることになる。

障害認定で注意すべき事項

障害等級の決定は、「障害補償給付支給請求書」（様式第十号）というB五判の用紙に必要事項を記載して、所轄の労働基準監督署に申請することによって行う。この用紙は、裏面が診断書の様式になっていて、怪我や病気が治った、あるいは症状が固定した時期に主治医に記入してもらうようになっている。

ここで問題になるのは、はたして

主治医が労災保険の障害等級をどの程度理解しているかということである。もちろん医師は、怪我や病気の治療については詳しいのは当然であるが、一つ一つの障害について労災保険法上どのように評価するかなどということには知らないのが普通だ。たとえば骨折をした指について、機能の障害が明らかであるといっても、関節部分がどの程度曲がるかについて十分に測定していないということもありうる。

また、部位の違う障害が複数あるとき、一方の障害が無視されたものになることもありうる。例えば腕の機能の障害があるとともに神経系統の障害もあるというようなとき、腕の機能の主治医である整形外科の医師に診断書を書いてもらうと、神経系統のほうについては記載がないなどということもある。

もちろん障害補償給付の請求をしたときには、書類のみで判断するの

でなく、労基署の担当者が面接して調査をするので、そういう記載もれがあったときは、新たに診断書の提出を求めたり、医師への照会をしたりして、正確な障害認定となるように配慮されることとなる。しかし、このときにも被災労働者自身もそれなく自分の障害について主張しなければ、結果として低く決定されてしまうこともあるのである。だから障害認定を受ける際には、十分に自分の障害について、医師や労基署の担当者に伝えることはもちろん、できれば労働組合や職場の同僚などの協力を求めることが不可欠と言えよう。

とりわけ、公務災害の場合には、原則が書類審査のみとなっているので、この点を十分に注意しないと実際の障害より低い等級のまま一生を過ごすなどということになりかねない。

現行障害等級表の問題点

ややこしい障害等級表を見て、その認定のしかたを調べても、どうも納得いかない点も多い。たとえば、右手の障害一つとっても、右利きの人と左利きの人の不自由の度合いは違うだろうし、大工さんにとって致命的ともいえる障害であっても、事務員であればそこまででもない。しかしこのような問題は、民事上の損害賠償の場合には多少斟酌されても、労災保険上は判断の材料とはならない。また、現在の障害等級表は大正時代の工場法がその源流となっており、工場労働者を想定した基本的な枠組みは変わっていない。したがって、全般的に手が亡くなるなどの障害に対し神経系統の障害が低めの評価しか受けていないというような問題点も指摘されている。

例えばドイツでは、日本に比べは

るかに細分化された障害等級の評価基準があることを考えれば、そろそろ全面的な見直しを行ってもおかしくない時期であるといえよう。

また、障害補償給付はあくまで病気や怪我が治ったときに支給するものとなっている。つまり、前提に療養がなくてはならないということである。その例外としてあるのは、唯一聴力の障害のみである。聴力を治療によって回復することが不可能だからである。聴力の障害については、騒音職場から離れて五年以内に請求すれば障害補償が受けられることになっている。

しかし、同じように障害が明らかでありながら治療方法がないじん肺については、このような取り決めがない。現行の障害等級でも第十一級の胸腹部臓器に障害を残すものとなるのだが、もともとじん肺そのものを直す治療は現在のところ存在しない。あくまで、じん肺に何かの合併

症でもかかって治療を受けて、それが治ってからでないと言われれば、それが治らないのである。現行障害認定制度の明らかな矛盾といえよう。

八月の新聞記事から

八・一

職場のたばこの煙が原因でアトピー性皮膚炎になったとして、喫煙スペースの設置等分煙を求め、大阪市相手に、九一年八月大阪地裁に提訴した交通局職員が、市と職場環境改善の覚書を交わし、和解。

八・四

ユニチカ宇治工場のレーヨン製造過程での二硫化炭素中毒の労働者に業務上認定。

八・六

中国の深せん経済特別区で、化学薬品貯蔵庫とガスタンクが爆発。香港マスコミ発表では、約七〇人が死亡、二〇〇人が負傷。

東海道新幹線浜松駅付近で作業車が脱線、作業中のJR社員など五人が重軽傷。

八・八

北海道苫小牧市で停車中のダンプカーに観光バスが追突、運転手とバスガイドが死亡。

八・九

複数の会社に雇われトンネル工事に携わった元掘削工がじん肺になったのは、雇用していたすべての企業の責任として、四社に損害賠償責任を求めている裁判で千葉地裁は、四社の連帯責任を認め、総額四三六〇万円の支払いを命じた。炭鉱やトンネル工事現場を渡り歩く労働者に対し、雇用時期の違う会社の連帯責任を認めた判断は初めて。

八・一二

福島県いわき市の東邦亜鉛で硫酸製造施設のパイプ交換作業をしていた作業員一三人が入院、うち二人が死亡。有毒ガス発生か？

八・一四

六日の東海道新幹線での作業車の衝突・脱線事故で、JR東海は運転士らの居眠り、警報装置オフが原因と発表。

佐川急便労組が、会社の労組脱退強要は不当労働行為だとして、大阪地労委に救済申し立て。同社では人身事故発生の際に労災扱いにしないケースも。

八・一七

九一年五月信楽高原鉄道事故で、高原鉄道の常務の乗車中の死亡を、滋賀八日市労基署が業務上認定。社員も少なく、一般従業員並の業務内容だった実態から、会社役員だが認定。

八・二〇

淀川区の片福連絡線の地下工事現場で溶接作業をしていた溶接工が倒れているのを、別の従業員が発見。司法解剖で死因調査へ。

昨年三月首都高橋桁工事現場で、足場が崩れ作業員九人転落、一人死亡した事故で、現場責任者二人が業務上過失致死の疑いで書類送検。

八・二四

労働省の「シルバー人材センター」の在り方に関する研究会が、就業範囲の拡大、作業中の事故に備えて団体傷害保険の拡充などが柱の報告書をまとめる。

八・二七

郵政省の新夜勤制度は拘束二時間が無給、仮眠が取れない等と、郵政産業労働組合六三支部が全国三三労基署に是正申告。

関西労災職業病 定期購読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪 6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円
	2部 4800円
	3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672